

院内掲示とご案内

医療福祉生活協同組合おおさか 蒲生厚生診療所 概要

所 長 澤岡 均

所 在 地 大阪市城東区蒲生 3-15-12

電 話 06-6931-3807

診 療 科 目 内科 整形外科

診 療 時 間 月曜日～土曜日(祝祭日・年末年始をのぞく)

9:00～12:30 17:30～20:00 ※但し、夜診察は木曜日のみ

主な医療設備 レントゲン撮影・レントゲン造影透視用レントゲン・心電計

超音波検査・骨塩定量検査・スパイロメーター・眼底カメラなど

指定医療機関 医療保険・国民健康保険・生活保護法・無料低額診療

実施医療機関 特定健診・協会けんぽ生活習慣病予防健診 実施医療機関

医療・介護サービスの品質方針は以下の通りです

理念:つなげる ひろげる 地域の“わ” 共につくるいのち輝く未来

医療福祉生活協同組合おおさかは、これらのことを実現するために、組合員参加の事業運営を強め、品質マネジメントシステムの継続的な改善を図り、関連する法律や規制、協定を遵守します。

医療福祉生活協同組合おおさかは、年度ごとの法人基本方針に品質方針を具体化し、各事業所および職場においては品質目標を設定し、定期的にふり返しを行います。すべての職員に品質方針を伝達し、理解を促進するとりくみを行います。

医療福祉生活協同組合おおさかは、年度の法人基本方針策定時に、品質方針の適切性を見直し、必要に応じて変更します。

診察についてお願い

・月はじめの診察は 健康保険証や各種医療券をご提出ください。 マイナンバーカードでの健康保険資格確認が可能です。

※通院されている患者さんも毎月の確認が必要です。

※保険証には有効期限があります。保険証に変更があればすぐに受付までご連絡ください。(退職・転勤されたときなど)

・18 時以降に診療の受付をされた患者さまには、厚生労働省が定める『夜間・早朝等加算』が初再診料に加算されます。あらかじめご了承ください。(1 割負担で 50 円・2 割負担で 100 円・3 割負担で 150 円となります)

・受付後、処置室より看護師がお呼びいたします。

・診察の順番は、患者様の病状や診察内容、検査などにより受付順と異なる場合がございます。また、予約優先となっているため、予約のない方や、予約時間内に来院されない場合等も順番が前後する場合があります。何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

・また蒲生厚生診療所では医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬算定項目のわかる明細書を発行することとしています。明細書には使用した薬剤や検査の名称が記載されるものです。その点をご理解いただき、明細書発行を希望されない方は、受付までその旨お申し出ください。

尚 以下の通りの算定実施医療機関です

A002 外来診療料 医療情報取得加算

当院はオンライン資格確認システム導入の原則義務化を踏まえ、当該システムを導入している保険医療機関となります。マイナ保険証等の利用を通じて診療情報を取得・活用、医療の提供に努めます。

公費負担受給者証については、マイナンバーカードでは確認できません。必ず原本をお持ちください。

当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

A243 後発医薬品使用体制加算 F100 外来後発医薬品使用体制加算 F400 処方箋料 一般名処方加算

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。また医薬品の供給が不足した場合に、処方等の変更となる可能性があります。その場合診察にてご説明いたします。

後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方とは、お薬の商品名ではなくお薬の有効成分を処方箋に記載することです。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

また、医薬品の供給状況や、令和6年 10 月より、長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となることがあります。選定療養となった場合、薬局での一部負担金に変更になります。

尚、投薬について、患者様の状態に応じて、●28 日以上の長期処方を行うことが可能です。●リフィル処方箋の発行対応が可能です。※ただし患者様の病状に応じて担当医が判断いたします。(保険医療機関及び保険医療養担当規則(厚生労働省令))

ベースアップ評価料について

産業全体で賃上げが進む中、医療従事者の賃上げを諮ることを目的に、令和6年度の診療報酬改定で新しく示された報酬制度です。当院では看護師等の医療現場で働く職員の賃上げを実施するため、ベースアップ評価料の算定を実施しています。このベースアップ評価料による診療費の上乗せ分は、医師を除く医療従事者に全額充てさせていただきます。

初診時の機能強化加算について

当院ではかかりつけ医として以下の取り組みを行っています

ほかの医療機関の受診状況、およびお薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。

健康診断の結果に関する相談など、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じて専門の医師、医療機関をご紹介します。

介護・保健・福祉サービスに関するご相談に応じます。

緊急病変時の夜間・休日の問合せへの対応を行っています。

迷惑行為等があった場合に診療をお断りする場合があります

次のような迷惑行為があった場合、診療をお断りする場合があります。

患者様の安全を守り、診療を円滑に行うとともに、最善の医療を提供するためにも、何卒ご理解のほどお願い致します。

- 1 他の患者や職員にセクシャルハラスメントや暴言・暴力行為があった場合、もしくはその恐れが強い場合。
- 2 大声・暴言または脅迫的な言動により、他の患者様に迷惑を及ぼし、あるいは職員の業務を妨げた場合。
- 3 解決し難い要求を繰り返し行い、診療業務を妨げた場合。
- 4 診療所内にて許可なく写真・ビデオ・会話の録音等の撮影をした場合。
- 5 建物・設備等を故意に破損した場合。
- 6 受診に必要でない危険な物品を診療所内に持ち込んだ場合。
- 7.他、診療所内の秩序維持や円滑な診療や営業の妨害と判断した場合。